

CE マーキングにおける表示及び取扱指示書の内容(附属書)

1 . 機械本体への表示(1.7.3)

- (1) 会社名及び所在地（最低メールが届く程度に）
- (2) CE マーク
- (3) 装置名（必須ではない）
- (4) 型式名またはシリーズ名
- (5) もし有るなら製造番号（必須ではない）
- (6) 製造年月（販売年月を製造年月としても良い。適合宣言と同じが望ましい）

以下は該当する場合追加すること

- (7) 爆発の恐れある環境で使用される機械は、その旨の警告文
- (8) 使用上、安全にかかわる機械仕様
 - (例) ・回転部の最高速度
 - ・取り付ける工具の最大径、重量等
 - ・装置を使って扱う部品の重量（例えばフライス盤のヘッド）
- (9) 警告の絵文字及びコメント(コメントは使用国の言語の中の一つで)
- (10) トラクター用などの互換装置は、機械と同様の表示が必要である
- (11) サブアセンブリに付けられた表示はそのまま良い

2 . 取扱指示書(Instructions)(1.7.4)

2-1 . 記載内容

- (1) 機械表示と同じ内容、及びメンテナンスに必要な情報（輸入業者、修理業者とその住所）
- (2) 通常の使用方法、及び常識的に予見できる使用法についての注意事項
- (3) ワークステーションの位置
- (4) 安全に関する指示事項：
 - ・ 使用開始時 ・ 通常使用時 ・ 取扱時（機械及び出荷単位の重量）
 - ・ 組立、分解時 ・ 調整作業時 ・ メンテナンス時（サービス及び修理）

以下は必要な場合

- (5) 訓練に関する指示
- (6) 機械に取り付ける工具の基本特性
- (7) 機械に関して行ってはならない禁止事項

2-2 . 作成上の注意事項

- (1) 取扱指示書は欧州の公用語で作成し、機械と一緒に移動する事
- (2) 機械の使用国の言語が異なる場合は、翻訳版も添付する事。但し、製造者又は代理人が雇った専門家が使用する保守指示書は、その人が理解する公用語でも良い
- (3) 必要な図面類は添付する事。メンテナンス及び修理については、オペレーターが行っても良い範囲を明確にしておく事
- (4) 必要なら、振動と騒音を軽減するための設置・組み立てについて指示する事
- (5) 機械から出る騒音の測定値を記載する事
 - ワークステーションでの騒音レベル(dB(A))についての情報
 - ステーションの指定が無い場合は、接近位置から 1m 離れ、1.6 m 高さでの測定値
- (6) 使用者の理解レベルを考慮して作成の事